

本試験の的中率が実証する

「択一式対策講座【実践編】&記述式対策講座」

TAC/Wセミナー 専任講師

姫 野 寛 之

1 ガイダンスの趣旨

択一式対策講座【実践編】・記述式対策講座の概要の説明とこれらの講座の体験

2 合格に必要な事項

(1) 択一式問題

- ① 過去問演習・分析に基づく既出・未出の知識
- ② 合理的な解法

(2) 記述式問題

- ① 実体法・手続法の知識
- ② 申請情報(書)例
- ③ 合理的な解法

3 択一式対策講座【実践編】

(1) 内 容

上記 2 (1) ①②の実践

(2) 実 績

後記

2014 年合格目標 択一式対策講座【実践編】ズバリ的中表

参照

(3) 体 験

【択一式問題の解法(総論)】

1 前 提

合理的な解法は，組合せ問題で使用する。

〔近年の組合せ問題の出題実績〕

	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
午前の部 (35 問)	29 問	30 問	27 問	31 問
午後の部 (35 問)	28 問	28 問	29 問	31 問

2 合理的な解法

(1) 定 義

合理的な解法とは，ある設問の判断をした場合に，他の設問の判断ではなく，選択肢を検討し，これを正解が出るまで繰り返すものである。

(2) 優先的に検討する設問の決定

ある問題を解く場合には，以下の 3 個の基準を総合的に考慮して，優先的に検討する設問を決定し，その正誤を軸として，選択肢を検討することになる。

- ① 設問の文章が短いこと
 - ② 過去に出題されたことがあること
 - ③ 設問の難易度が低いこと

【消滅会社等における新株予約権買取請求】

① 新株予約権の消滅の有無

	存続会社等・設立会社			
	株式会社		持分会社	
	消滅の有無	再編時の対価	消滅の有無	再編時の対価
合併	必要的消滅 (750Ⅳ, 754Ⅳ)	金銭・新株予約権 (749Ⅰ④, 753Ⅰ⑩)	必要的消滅 (752Ⅴ, 756Ⅳ)	金銭 (751Ⅰ⑤, 755Ⅰ⑧)
会社分割	任意的消滅 (759Ⅴ, 764Ⅶ)	新株予約権 (758⑤, 763⑩)	非消滅 (761, 766 参)	—
株式交換 株式移転	任意的消滅 (769Ⅳ, 774Ⅳ)	新株予約権 (768Ⅰ③, 773Ⅰ⑨)	非消滅 (771 参)	—

NO.1 [H24-34-ア]

- ☐ 吸収合併消滅株式会社が新株予約権を発行しているときは、吸収合併存続株式会社は、吸収合併に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、当該吸収合併存続株式会社の株式を交付することはできない。

【解答】 ○(749Ⅰ④)

NO.2

- ☐ 吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転においては、組織再編行為に係る契約又は計画において、新株予約権に対して金銭を交付する旨を定めることはできない。

【解答】 ○ 吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転においては、組織再編行為に係る契約又は計画において、新株予約権に対して金銭を交付する旨を定めることはできない（論点解説 p684）。

② 新株予約権買取請求

	①発行時の定め ※1	②再編時の対価	①②の整合	新株予約権買取請求権
合 併	有 (236 I ⑧イ)	金銭 ※2	—	有 (787 I ①, 808 I ①)
		新株予約権	整合	無
			不整合	有 (787 I ①, 808 I ①)
	無	金銭 ※2	—	有 (787 I ①, 808 I ①)
		新株予約権	—	有 (787 I ①, 808 I ①)
会社分割	有 (236 I ⑧ロハ)	新株予約権 ※3	整合	無
			不整合	有 (787 I ②イ, 808 I ②イ)
		(不消滅)	—	有 (787 I ②ロ, 808 I ②ロ)
	無	新株予約権 ※3	—	有 (787 I ②イ, 808 I ②イ)
		(不消滅)	—	無
株式交換 株式移転	有 (236 I ⑧ニホ)	新株予約権 ※4	整合	無
			不整合	有 (787 I ③イ, 808 I ③イ)
		(不消滅)	—	有 (787 I ③ロ, 808 I ③ロ)
	無	新株予約権 ※4	—	有 (787 I ③イ, 808 I ③イ)
		(不消滅)	—	無

※1 発行時の定めとは、存続会社等の新株予約権を交付する旨の定めをいうため、金銭を交付する旨の定めや新株予約権を交付しない旨の定めは、発行時の定めとはいえない。

※2 対価である金銭の額を零円と定めることもできる。

※3 対価は承継会社の新株予約権に限られるため、承継会社又は設立会社が持分会社であるときは、新株予約権買取請求は認められない (787 I ②括弧, 808 I ②括弧)。なお、対価として承継会社の新株予約権が交付される分割会社の新株予約権を吸収分割契約新株予約権といい (758⑤イ)、対価として設立会社の新株予約権が交付される分割会社の新株予約権を新設分割計画新株予約権という (763⑩イ)。

※4 対価は完全親会社の新株予約権に限られるため、完全親会社が合同会社であるときは、新株予約権買取請求は認められない (787 I ③括弧)。なお、対価として親会社の新株予約権が交付される子会社の新株予約権を株式交換契約新株予約権といい (768 I ④イ)、対価として設立親会社の新株予約権が交付される子会社の新株予約権を株式移転計画新株予約権という (773 I ⑨イ)。

NO. 3

- ☐ 消滅会社の新株予約権に対して交付する新株予約権の対価を零と定めることは許されない。

【解答】 × (計算詳解 p371)

NO. 4

- ☐ 新株予約権の内容として、合併に際して存続会社の新株予約権を交付する旨の定めがある場合、当該定めにより当然に存続会社の新株予約権が交付されることになる。

【解答】 × 合併契約の内容に従うことになる。したがって、この 236 条 1 項 8 号の定めは、合併契約において同一の条件による存続会社の新株予約権の交付に係る条項が定められた場合に、新株予約権買取請求権を与えないこととする意義を有するにとどまる (236 I ⑧, 787 I ①)。

NO. 5 [H19-35-ア]

- ☐ 吸収合併をする場合において、吸収合併消滅会社为新株予約権を発行しているときは、当該新株予約権に係るすべての新株予約権者が当該新株予約権の買取請求をすることができる。

【解答】 × (787 I ①)

NO. 6 [H22-33-ウ]

- ☐ 吸収合併消滅株式会社の新株予約権の新株予約権者に金銭を交付することとされた場合、当該新株予約権者は、当該吸収合併消滅株式会社に対し、その新株予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

【解答】 ○ (787 I ①)

NO. 7

- ☐ 吸収分割株式会社の新株予約権の新株予約権者は、当該吸収分割株式会社に対し、その新株予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

【解答】 × (787 I ②)

NO.8

- ☐ 吸収分割をする場合において、吸収分割会社が新株予約権を発行しているときは、吸収分割契約新株予約権の新株予約権者のうち新株予約権の内容に関する会社法第 236 条第 1 項第 8 号ロの定めがないのに吸収分割承継会社の新株予約権を交付されることとされた新株予約権者に限り、当該新株予約権の買取請求をすることができる。

【解答】 × (787 I ②)

NO.9 [H22-33-エ]

- ☐ 吸収分割承継株式会社の新株予約権の新株予約権者は、当該吸収分割承継株式会社に対し、その新株予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

【解答】 × 会社法上、吸収分割承継株式会社の新株予約権の新株予約権者が当該吸収分割承継株式会社に対しその新株予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができるとする旨の規定は存在しない。

NO.10 [H22-33-オ]

- ☐ 新設分割株式会社の新株予約権の新株予約権者は、その新株予約権の内容として、新設分割をする場合に新設分割設立株式会社の新株予約権を交付する旨及びその条件が定められたにもかかわらず、新設分割計画において新設分割設立株式会社の新株予約権の交付を受けないこととされたときは、当該新設分割設立株式会社に対し、その新株予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

【解答】 × 新設分割株式会社の新株予約権の新株予約権者が、自己の有する新株予約権を公正な価格で買い取ることを請求するのは、当該新設分割株式会社であって、新設分割設立株式会社ではない (808 I ②ロ)。

4 記述式対策講座

(1) 内 容

上記 2 (2) ①②③の実践

(2) 体 験

【記述式問題の解法(総論)】

1 記述式問題の解答時間

合理的な解法による択一式問題の解答時間の短縮

2 出題形式の変化

(1) 現場対応

平成24年度の言い分方式による事実関係の提示, 平成25年度及び平成26年度の添付情報の記載方法 等

(2) 定型的処理

① 不動産登記法

依頼→問い→注意事項→不動産情報→登記原因情報(事実関係・別紙)

② 商業登記法

依頼→問い→注意事項→申請会社情報→聴取記録→登記原因情報(別紙)

3 処理手順

上記 2 (2) 参照

4 論点検討作業の答案作成作業の分化

(1) 論点検討作業－論点喚起と検証

(2) 答案作成作業－収集と表現

【MEMO】

【平成11年度の不動産登記法の記述式問題】

甲土地及び乙土地の登記記録に、いずれも次のような記録（登記事項一部省略）がされている。司法書士遠藤太郎は、後記の事実関係によって生ずる権利の変動につき、甲土地に関し必要なすべての登記の申請の依頼を受けた。なお、登記の申請日は、平成 27 年 7 月 1 日とする。

事実関係の発生の順序及び登記を申請すべき順序に従い、かつ、申請すべき登記はすべて申請するものとして、最初に申請すべき登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、登記原因及びその日付、添付情報並びに登録免許税を答案用紙 1 の該当部分に記載するとともに、それ以外に申請すべき登記について、登記の目的、登記原因及びその日付を同用紙 2 の該当部分に記載しなさい。

また、後記の事実関係のうち、登記を申請することができないものがある場合には、同用紙 3 の該当部分に、その事実関係をすべて後記アからエまでの記号で特定した上、申請することができない理由を簡潔な文章で記載しなさい。登記を申請することができない事実関係がない場合には、同用紙 3 の「申請することができない理由」欄に、「ない」と記載しなさい。

（登記記録の記録）

甲土地及び乙土地（内容は、同一である。）

表題部 （省略）

権利部

甲区

1 番 （省略）

2 番 所有権移転

平成 12 年 2 月 18 日受付第 521 号

原 因 平成 12 年 2 月 18 日売買

共有者 持分 4 分の 3 A 有限会社

4 分の 1 B

乙区

1 番 根抵当権設定

平成 24 年 3 月 10 日受付第 1002 号

原 因 平成 24 年 3 月 10 日設定

極度額 金 2,000 万円

債務者 A 有限会社

根抵当権者 C 銀行

2 番 抵当権設定

平成 25 年 5 月 1 日受付第 2500 号

原 因 平成 25 年 5 月 1 日金銭消費貸借同日設定

債務者 A 有限会社

抵当権者 D 株式会社

ア A 有限会社と B（A 有限会社の代表取締役）との間において、平成 27 年 4 月 1 日、共有物分割の協議が成立し、甲土地は A 有限会社が、乙土地は B が、それぞれ単独で取得することとなった。

イ B は、平成 27 年 5 月 1 日に死亡したが、その後、「①E の子 F（平成 10 年 2 月 16 日生）を認知する。②甲土地及び乙土地の B 持分全部を F に相続させる。③遺言執行者は E とする。」旨の平成 24 年 5 月 1 日付けの公正証書遺言を遺していたことが判明した。

ウ A 有限会社と D 株式会社（代表取締役 H）は、平成 26 年 11 月 2 日、吸収合併契約書に調印し、平成 26 年 11 月 25 日、両社とも、その株主総会において、吸収合併の効力発生日を平成 27 年 6 月 10 日とする吸収合併契約の承認決議をした。そして、吸収合併存続株式会社である D 株式会社は、平成 27 年 6 月 10 日に吸収合併による変更の登記を申請し、その旨の登記を完了した。

エ 平成 27 年 6 月 21 日、D 株式会社は、C 銀行に対し、債務者 A 有限会社との合併を理由として、乙区 1 番根抵当権の元本の確定及び極度額を現存債務額とそれに対する利息・損害金に減額すべきことを請求した。

(注) 1 法律行為はすべて有効に成立し、その登記の申請情報と併せて提供する添付情報はすべて調えられているものとする。

2 添付情報のうち、登記原因証明情報を除くすべての書類につき、その 1 通ごとにその文書を特定する表示を記載し、登記識別情報を提供すべきときは順位番号も記載する。

3 訂正、加入又は削除をしたときは、押印や字数を記載することを要しない。

4 甲土地の課税標準価額は、金 4,000 万円とする。

(答案用紙)

1 最初に申請すべき登記の申請情報

登記の目的

--

登記原因及
びその日付

--

添 付 情 報

--

登録免許税

金	円
---	---

2 1の登記以外に申請すべき登記の申請情報

登記の目的	登記原因及びその日付

3 申請することができない事実関係の記号及びその理由

記号	申請することができない理由

(解答例)

登記の目的	B 持分全部移転
登記原因及びその日付	平成 27 年 4 月 1 日共有物分割
添 付 情 報	甲区 2 番の登記識別情報 登記原因証明情報 D 株式会社の代表者の資格を証する登記事項証明書 D 株式会社の代表者の委任状 B の相続人全員の委任状（相続人のうち未成年者については、その親権者の親権を証する戸籍全部事項証明書及び親権者からの委任状） B の相続人全員の印鑑証明書（相続人のうち未成年者については、親権者の印鑑証明書） A 有限会社が D 株式会社に合併されたことを証する D 株式会社の登記事項証明書 B の戸籍謄本等及び B の相続人全員の戸籍個人事項証明書 A 有限会社の株主総会の議事録 A 有限会社の本店を証する登記事項証明書
登録免許税	金 20 万 円

2 1の登記以外に申請すべき登記の申請情報

登記の目的	登記原因及びその日付
所有権移転	平成27年6月10日合併
1 番根抵当権変更	平成27年6月10日合併
2 番抵当権抹消	平成27年6月10日混同

3 申請することができない事実関係の記号及びその理由

記号	申請することができない理由
イ	Bは、甲土地の持分をFに相続させるという遺言と抵触する共有物分割の協議をしたため、その遺言は撤回したものとみなされるから。
エ	根抵当権の債務者である根抵当権設定者は、債務者の合併を理由として元本の確定を請求することができないから。また、元本の確定した後でなければ、根抵当権の極度額の減額請求をすることができないから。

【実践編で出題される論点別問題】

【No. 14-3】

問題の類型	混合型
不動産の課税標準の額	甲土地 1 億円

【事実関係】

- 1 平成 27 年 2 月 1 日、株式会社 A B C 食堂（別紙 2）といろはレストラン株式会社（別紙 3）との間で、吸収分割が行われた。この吸収分割は、いろはレストラン株式会社のレストラン部門を株式会社 A B C 食堂に承継させるものであり、別紙 1 の土地（以下「甲土地」という。）の所有権、平成 25 年 2 月 10 日金銭消費貸借に係る債務は、分割して承継された権利義務に含まれている。当該吸収分割における吸収分割契約書は、登記原因証明情報として適法に作成されている。
- 2 平成 27 年 6 月 1 日、株式会社 A B C 食堂は、甲土地の抵当権者である株式会社青山銀行（別紙 5）に対し、抵当権の被担保債務、その利息及び遅延損害金の合計額の全額を支払い、株式会社青山銀行は、株式会社 A B C 食堂に対し、債務弁済証書（別紙 6）を交付した。

(別紙 1)

表題部(土地の表示)	調製	平成 4 年 9 月 22 日	不動産番号	0 2 0 5 5 5 5 2 9 9 9 9
地図番号	余白	筆界特定	余白	
所在	中央区銀座一丁目			余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付[登記の日付]
5 番の 2	宅地	200	20	①③5 番から分筆[平成 3 年 5 月 7 日]
余白	余白	余白		昭和 63 年法務省令第 37 号附則第 2 条第 2 項の規定により移記 平成 4 年 9 月 22 日

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和 62 年 2 月 21 日 第 12222 号	原因 昭和 61 年 12 月 24 日相続 所有者 東京都中央区銀座一丁目 3 番 3 号 田中一郎
	余白	余白	昭和 63 年法務省令第 37 号附則第 2 条第 2 項の規定により移記 平成 4 年 9 月 22 日
2	所有権移転	平成 23 年 12 月 1 日 第 65432 号	原因 平成 23 年 12 月 1 日売買 所有者 東京都中央区人形町一丁目 1 番 1 号 いろはレストラン株式会社

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	根抵当権設定	平成 23 年 12 月 1 日 第 65433 号	原因 平成 23 年 12 月 1 日設定 極度額 金 5,000 万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 東京都中央区人形町一丁目 1 番 1 号 いろはレストラン株式会社 根抵当権者 東京都中央区京橋一丁目 1 番 1 号 あいう X Y Z 銀行株式会社
2	抵当権設定	平成 25 年 2 月 10 日 第 12225 号	原因 平成 25 年 2 月 10 日金銭消費貸借同時設定 債権額 金 3,000 万円 利息 年 5% (年 365 日日割計算) 損害金 年 14.5% (年 365 日日割計算) 債務者 東京都中央区人形町一丁目 1 番 1 号 いろはレストラン株式会社 抵当権者 名古屋市中区光栄三丁目 5 番 8 号 株式会社青山銀行

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成 27 年 6 月 15 日
東京法務局

登記官

木 村 正 印

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

(別紙 2)

履歴事項一部証明書(抜粋)

商号	株式会社ABC食堂
本店	横浜市戸塚区戸塚町一丁目 100 番地
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成 26 年 10 月 1 日
役員に関する事項	東京都中央区銀座一丁目 3 番 3 号 代表取締役 田中二郎
会社分割	平成 27 年 2 月 1 日東京都中央区人形町一丁目 1 番 1 号いろはレストラン 株式会社から分割 平成 27 年 2 月 1 日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の一部であることを証明した書面である。

平成 27 年 6 月 15 日

横浜地方法務局

登記官

戸塚 太郎 印

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

(別紙 3)

履歴事項一部証明書(抜粋)

商号	いろはレストラン株式会社	
本店	東京都中央区人形町一丁目 1 番 1 号	
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和 59 年 5 月 9 日	
役員に関する事項	東京都千代田区内神田一丁目 1 番 1 号 代表取締役 鈴木五郎	平成 26 年 12 月 15 日就任 平成 26 年 12 月 20 日登記
会社分割	平成 27 年 2 月 1 日横浜市戸塚区戸塚町一丁目 100 番地株式会社 A B C 食堂に分割 平成 27 年 2 月 3 日登記	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成 17 年法律第 87 号第 136 条の規定 により平成 18 年 5 月 1 日登記	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成 17 年法律第 87 号第 136 条の規定 により平成 18 年 5 月 1 日登記	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の一部であることを証明した書面である。

平成 27 年 6 月 15 日

東京法務局

登記官

東京 太郎



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

(別紙 4)

代表者事項証明書

商 号 あいう X Y Z 銀行株式会社

本 店 東京都中央区京橋一丁目 1 番 1 号

代表者の資格、氏名及び住所

東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号

代表取締役 佐藤 太郎

以下余白

これは上記の者の代表権に関して登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

平成 27 年 6 月 15 日

東京法務局

登記官 東 京 太 郎 

(別紙 5)

代表者事項証明書

商 号 株式会社青山銀行

本 店 名古屋市中区光栄三丁目 5 番 8 号

代表者の資格、氏名及び住所

東京都渋谷区麻布六丁目 85 番 6 号

代表取締役 渡辺 政彦

以下余白

これは上記の者の代表権に関して登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

平成 27 年 6 月 15 日

名古屋法務局

登記官 金子 泰 巳 

(別紙 6)

債務弁済証書

平成 27 年 6 月 1 日

株式会社 A B C 食堂 殿

名古屋市中区光栄三丁目 5 番 8 号
株式会社 青 山 銀 行
代表取締役 渡 辺 政 彦 (印)

当社は、本日、下記不動産に設定された下記抵当権の被担保債権(いろはレストラン株式会社に対する平成 25 年 2 月 10 日付金銭消費貸借契約による貸付金残金、当初債権額金 3,000 万円)、利息及び遅延損害金につき、その全額金 1,200 万円の弁済を受けました。

記

不動産の表示

中央区銀座一丁目 5 番の 2 宅地 200.20 m²

抵当権の表示

平成 25 年 2 月 10 日東京法務局受付第 12225 号

[No. 14-3]

(1 /)

登 記 の 目 的	
登記原因及びその日付	
申請人の氏名又は名称	
添 付 情 報 の 表 示	登記原因証明情報(要・不要) () 登記識別情報(要・不要) () 登記済証(要・不要) () 印鑑証明情報(要・不要) () 住所証明情報(要・不要) () 資格証明情報(要・不要) () 代理権限証明情報(要・不要) () その他 () () ()
登 録 免 許 税 額	

(2 /)

登 記 の 目 的	
登記原因及びその日付	
申請人の氏名又は名称	
添 付 情 報 の 表 示	登記原因証明情報(要・不要) () 登記識別情報(要・不要) () 登記済証(要・不要) () 印鑑証明情報(要・不要) () 住所証明情報(要・不要) () 資格証明情報(要・不要) () 代理権限証明情報(要・不要) () その他 () () ()
登 録 免 許 税 額	

(3 /)

登 記 の 目 的	
登記原因及びその日付	
申請人の氏名又は名称	
添 付 情 報 の 表 示	登記原因証明情報(要・不要) () 登記識別情報(要・不要) () 登記済証(要・不要) () 印鑑証明情報(要・不要) () 住所証明情報(要・不要) () 資格証明情報(要・不要) () 代理権限証明情報(要・不要) () その他 () () ()
登 録 免 許 税 額	

[No. 14-3]

論 点	会社分割を原因とする所有権の移転の登記，会社分割を原因とする根抵当権の変更の登記
-----	--

POINT

- ① 所有権の登記名義人を分割会社とする吸収分割又は新設分割があった場合には，分割契約又は分割計画に従い，分割会社から承継会社又は設立会社に対する会社分割を原因とする所有権の移転の登記を申請する。登記原因の日付は，吸収分割の場合には分割契約書において定められた効力発生日であり，新設分割の場合には設立会社の本店の所在地における設立の登記の日である（平 18.3.29 民二 755 号）。
この登記は，分割会社を登記義務者とし，承継会社又は設立会社を登記権利者として共同で申請しなければならない（平 13.3.30 民三 867 号）。
この登記の申請情報と併せて提供する登記原因証明情報（法 61 条，令別表 30 添付情報欄イ）は，吸収分割の場合には分割契約書及び会社分割の記載のある承継会社の登記事項証明書であり，新設分割の場合には分割計画書及び会社分割の記載のある設立会社の登記事項証明書である（平 18.3.29 民二 755 号）。
- ② 抵当権の債務者を分割会社とする吸収分割又は新設分割があった場合には，分割契約又は分割計画に従い，会社分割を原因とする抵当権の変更の登記を申請する。もっとも，当該抵当権の登記の抹消を申請する場合には，その前提として，当該変更の登記を申請することを要しない。
- ③ 元本の確定前に債務者を分割会社とする会社分割があった場合には，当該根抵当権は，法律上当然に，分割会社と承継会社又は設立会社を債務者とする共用根抵当権になるものとされているため（民法 398 条の 10 第 2 項），分割契約又は分割計画において当該根抵当権の債務者について上記と異なる定めがされている場合であっても，会社分割を原因とする根抵当権の変更の登記を申請しなければならない（平 13.3.30 民三 867 号）。

(1 / 3)

登 記 の 目 的	所有権移転
登記原因及びその日付	平成 27 年 2 月 1 日会社分割
申請人の氏名又は名称	権利者 株式会社A B C 食堂 義務者 いろはレストラン株式会社
添 付 情 報 の 表 示	登記原因証明情報(要・不要)(別紙 2, 吸収分割契約書) 登記識別情報(要・不要)(いろはレストラン株式会社) 登記済証(要・不要)() 印鑑証明情報(要・不要)(いろはレストラン株式会社の代表者鈴木五郎) 住所証明情報(要・不要)(別紙 2) 資格証明情報(要・不要)(別紙 2, 3) 代理権限証明情報(要・不要)(株式会社A B C 食堂の代表者田中二郎, いろはレストラン株式会社の代表者鈴木五郎) その他 (なし)
登 録 免 許 税 額	金 200 万円

(2 / 3)

登 記 の 目 的	1 番根抵当権変更
登記原因及びその日付	平成 27 年 2 月 1 日会社分割
申請人の氏名又は名称	権利者 あいう X Y Z 銀行株式会社 義務者 株式会社A B C 食堂
添 付 情 報 の 表 示	登記原因証明情報(要・不要)(別紙 2, 吸収分割契約書) 登記識別情報(要・不要)(株式会社A B C 食堂) 登記済証(要・不要)() 印鑑証明情報(要・不要)(株式会社A B C 食堂の代表者田中二郎) 住所証明情報(要・不要)() 資格証明情報(要・不要)(別紙 2, 4) 代理権限証明情報(要・不要)(あいう X Y Z 銀行株式会社の代表者佐藤 太郎, 株式会社A B C 食堂の代表者田中二郎) その他 (なし)
登 録 免 許 税 額	金 1,000 円

(3 / 3)

登 記 の 目 的	2 番抵当権抹消
登記原因及びその日付	平成 27 年 6 月 1 日弁済
申請人の氏名又は名称	権利者 株式会社 A B C 食堂 義務者 株式会社青山銀行
添 付 情 報 の 表 示	登記原因証明情報(☒ ・不要) (別紙 2 , 吸収分割契約書, 別紙 6) 登記識別情報(☒ ・不要) (株式会社青山銀行) 登記済証(要・ ☒ 不要) () 印鑑証明情報(要・ ☒ 不要) () 住所証明情報(要・ ☒ 不要) () 資格証明情報(☒ ・不要) (別紙 2 , 5) 代理権限証明情報(☒ ・不要) (株式会社 A B C 食堂の代表者田中二郎, 株式会社青山銀行の代表者渡辺政彦) その他 (なし)
登 録 免 許 税 額	金 1,000 円

1 午前の部

		設 問 ※				
		ア	イ	ウ	エ	オ
第 1 問	憲 法	憲・刑 1-No. 84	憲・刑 1-No. 87	憲・刑 1-No. 94	憲・刑 1-No. 88	憲・刑 1-No. 86
第 2 問		憲・刑 2-No. 16	憲・刑 2-p97 表	憲・刑 2-p97 表	憲・刑 2-No. 12	憲・刑 2-No. 104
第 3 問		憲・刑 2-No. 39		憲・刑 2-No. 41	憲・刑 2-No. 43	憲・刑 2-No. 66
第 4 問	民 法					
第 5 問		民 1-No. 94	民 1-No. 95	民 1-No. 106	民 1-No. 154	民 1-No. 146
第 6 問		民 1-No. 235	民 1-p159 表			民 1-No. 236
第 7 問		民 2-No. 19	民 2-No. 216	民 2-p52 表	民 2-No. 59	民 1-No. 263
第 8 問		民 2-No. 39		民 2-No. 36	民 2-No. 66	民 2-No. 32
第 9 問		民 2-p116 表		民 2-No. 180	民 2-No. 175	
第 10 問		民 2-p137 表・ p142 表・p144 表	民 3-No. 107	民 2-p137 表・ p142 表・p144 表	民 3-No. 141 表	不 2-p52 表
第 11 問		民 3-p79 表	民 3-No. 64	民 3-p79 表	民 3-No. 66	民 3-No. 58
第 12 問		民 3-p99 表	民 3-No. 129	民 3-p116 表	民 3-p144 表	民 3-No. 149
第 13 問		民 3-No. 186	民 3-No. 189	民 3-No. 187	民 3-p120 表	民 3-No. 190
第 14 問		民 3-No. 242	民 3-No. 235	民 3-No. 225	民 3-p147 表	民 3-No. 241
第 15 問		民 3-No. 279	民 3-No. 277	民 3-No. 275	民 3-p169 表	民 3-No. 273
第 16 問		民 4-p95 表	民 4 総-No. 47・p91 表	民 3-No. 74 表	民 4 総-No. 44・p91 表	民 4-p91 表
第 17 問			民 4-p118 表		民 4 総 No. 158	
第 18 問		民 4-各 No. 112	民 4-各 No. 110	民 4-p182 表	民 4-No. 109	
第 19 問						
第 20 問		民 5-親 No. 119	民 5-p102 表	民 5-親 No. 123	民 5-p96 表	民 5-p94 表
第 21 問		民 5-p102 表	民 5-p102 表	民 5-親 No. 144	民 5-親 No. 151	民 5-p108 表
第 22 問		民 5-p145 表	民 5-相 No. 76	民 5-p149 表	民 5-p145 表	
第 23 問		民 5-相 No. 153	民 5-相 No. 155		民 2-p70 表	
第 24 問	刑 法	憲・刑 3-No. 126	憲・刑 3-No. 128	憲・刑 3-No. 132	憲・刑 3-No. 144	
第 25 問		憲・刑 3-p125 表	憲・刑 3-No. 164	憲・刑 3-p125 表	憲・刑 3-p123 表	
第 26 問		憲・刑 3-No. 250			憲・刑 3-No. 248	
第 27 問	会 社 商	会・商登 1-No. 2	会・商登 1-No. 42	会・商登 1-p94 表	会・商登 1-p96 表	会・商登 4-p60 表
第 28 問						
第 29 問					会・商登 1-p152 表	
第 30 問		会・商登 2-No. 80	会・商登 2-p114 表	会・商登 2-No. 29	会・商登 2-No. 89	会・商登 2-p190 表
第 31 問						
第 32 問		会・商登 3-p69 表	会・商登 3-p70 表	会・商登 3-p94 表	会・商登 3-p94 表	会・商登 3-p109 表
第 33 問		会・商登 3-p123 表	会・商登 3-p124 表	会・商登 3-p124 表	会・商登 3-p128 表	会・商登 3-p124 表
第 34 問		会・商登 3-p146 表	会・商登 4-p154 表 会・商登 3-p143 表	会・商登 2-p261 表	会・商登 2-p261 表	会・商登 3-p190 表
第 35 問		会・商登 4-p98 表	会・商登 4-p182 表		会・商登 4-p182 表	会・商登 4-p182 表

※ 第 2 問は、アからオではなく、1 から 5 である。

2 午後の部

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
第1問	民訴法		民訴等 1-No. 166	民訴等 1-No. 169		民訴等 1-No. 173
第2問		民訴等 1-No. 372	民訴等 1-No. 393	民訴等 1-No. 430	民訴等 1-No. 589	民訴等 1-No. 536
第3問			民訴等 1-No. 428			
第4問		民訴等 1-No. 252		民訴等 1-No. 185	民訴等 1-p169 表	
第5問		民訴等 1-No. 550	民訴等 1-No. 555	民訴等 1-No. 553	民訴等 1-p237 表	民訴等 1-No. 567
第6問	民保法	民訴等 3-No. 47	民訴等 3-No. 19	民訴等 3-No. 51	民訴等 3-No. 54	民訴等 3-No. 32
第7問	民執法	民訴等 2-p50 表	民訴等 2-p53 表	民訴等 2-p56 表	民訴等 2- No. 125	
第8問	司書法	供・書 3-No. 65	供・書 3-No. 88	供・書 3-No. 47	供・書 3-No. 100	供・書 3-No. 4
第9問	供託法	供・書 2-No. 130	供・書 2-No. 178	供・書 2-No. 157	供・書 1-No. 56	供・書 2-p83 表
第10問		供・書 1-No. 155	供・書 1-No. 154	供・書 1-No. 151	供・書 1-No. 177	
第11問		供・書 2-No. 61	供・書 2-No. 1	供・書 2-No. 13	供・書 2-No. 11	供・書 2-No. 152
第12問	不登法	不登 5-No. 73	不登 5-No. 69	不登 5-No. 71		
第13問		不登 5-p96 表	不登 5-p96 表	不登 5-p96 表		
第14問		不登 2-No. 57	不登 2-No. 220			不登 1-No. 230
第15問		不登 2-p117 表	不登 3-No. 159		不登 4-p80 表	
第16問		不登 4-No. 219		不登 4-No. 206		不登 4-No. 235
第17問		不登 1-No. 23	不登 1-No. 5	不登 1-No. 239	不登 1-No. 16	不登 1-No. 21
第18問		不登 1-No. 250	不登 1-No. 114	不登 1-No. 141	不登 1-No. 253	不登 1-No. 192
第19問		不登 4-No. 252	不登 1-No. 286	不登 1-No. 283	不登 1-No. 274	不登 1-No. 275
第20問		不登 4-No. 125	不登 1-No. 173	不登 1-p117 先例	不登 4-p88 表	不登 2-p114 表
第21問		不登 4-No. 64	民 5-No. 141	不登 5-No. 146	不登 1-No. 129	不登 1-No. 132
第22問		不登 2-p100 表・p104 表・p107 表				
第23問		不登 3-No. 91		不登 3-No. 26	不登 3-No. 70	不登 3-p41 表
第24問		不登 4-No. 266	不登 4-No. 270	不登 4-No. 276	不登 4-No. 271	不登 5-p87 表
第25問					不登 5-p68 表	不登 5-p68 表
第26問		不登 4-No. 2	不登 4-No. 8	不登 4-No. 6	不登 4-No. 14	不登 4-p56 表
第27問						
第28問	商登法			会・商登 4-p117 表		
第29問		会・商登 1-No. 89	会・商登 1-No. 92	会・商登 1-p104 表		会・商登 1-No. 121
第30問		会・商登 2-No. 314	会・商登 2-No. 321	会・商登 2-p246 表	会・商登 2-No. 312-2	
第31問		※				
第32問		会・商登 2-p213 表	会・商登 2-No. 262	会・商登 2-p214 表		会・商登 2-p274 表
第33問		会・商登 1-No. 126	会・商登 1-No. 300	会・商登 1-p205 表	会・商登 1-No. 331	会・商登 1-p205 表
第34問		会・商登 2-p189 表	会・商登 2-No. 213	会・商登 2-No. 179	会・商登 2-p185 表	会・商登 2-p182 表
第35問		会・商登 3-p194 表	会・商登 3-p156 表	会・商登 3-No. 250	会・商登 3-p167 表	会・商登 3-p194 表

※ 設問がア～キであるため、以下に示す。

第31問	商登法	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
		会・商登 1-No. 335-7	会・商登 1-No. 274	会・商登 1-No. 291	会・商登 1-p220 表	会・商登 3-p138 表	会・商登 3-p200 表	会・商登 3-p213 表